

# 瀬戸内市行政改革大綱

平成 18 年 3 月

瀬戸内市行政改革推進本部

## 目 次

第 1	基本方針	1
第 2	行政改革の実施期間	1
第 3	推進体制	1
第 4	行政改革推進上の主要事項	2
1	地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	2
(1)	民間委託等の推進	2
(2)	指定管理者制度の活用	2
(3)	P F I手法の適切な活用	2
(4)	地方独立行政法人制度の活用	2
(5)	地方公営企業の経営健全化	2
(6)	第三セクター等の見直し	3
(7)	地域協働の推進	3
2	行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	3
3	定員管理及び給与の適正化等	3
(1)	定員管理の適正化	3
(2)	給与の適正化	4
(3)	定員・給与等の状況の公表	4
4	人材育成の推進	4
5	公正の確保と透明性の向上	5
6	電子自治体の推進	5
7	自主性・自立性の高い財政運営の確保	6
(1)	経費の節減合理化等財政の健全化	6
(2)	補助金等の整理合理化	7
(3)	公共工事	7
(4)	公的施設	7

## 第1 基本方針

少子高齢化による人口減少時代の到来を控え、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応し、個性と活力に満ちた社会を形成していくためには、住民に身近な行政主体である地方公共団体が中心となり、住民の負担と選択に基づいた個々の地域にふさわしい総合的な公共サービスを提供する地方分権型社会システムに転換していく必要がある。

また、公共サービスを提供する地方公共団体の役割を根本的に見直し、地域における公的なサービスは、行政のみによって提供されるのではなく、住民やコミュニティ組織、NPO、民間企業等多元的なセクターとの協働によって担うなど、地域のさまざまな主体と地方公共団体が協働する「新しい公共空間」の形成が求められている。

平成16年11月に合併し誕生した「瀬戸内市」にあっては、合併により大きな財政効果を期待していたところであるが、その財政状況は非常に厳しい状況である。扶助費・公債費の増や地方税の減、更には、三位一体の改革等により、今後は、多額の収支不足額が見込まれるなど、一層厳しい状況が予想されており、財政の健全化を強力に推進する必要がある。

このため、これらの諸課題への対策のため、職員の意識改革と市役所の構造改革を図り、新たな行政システムの構築に向けて、行政改革に取り組むものである。

## 第2 行政改革大綱の実施期間

この大綱は、平成18年度から平成21年度の4年間を対象とし、その間に改革に着手または完成するものとする。

## 第3 推進体制

社会情勢に即応した行政改革を円滑に推進するため、庁内に推進体制として、瀬戸内市行政改革推進本部を設置する。

また、計画策定の段階における外部からの意見聴取のための組織として、瀬戸内市行政改革推進委員会を設置する。

## 第4 行政改革推進上の主要事項

### 1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

#### (1) 民間委託等の推進

事務事業の民間委託については、これまでも進めてきたところであるが、費用対効果等総点検を実施し、見直しをする。今後、行政運営の効率化、住民サービスの向上等を図るため、民間委託をすることが効率的・効果的な事務事業については、行政責任の確保、住民サービスの維持向上、個人情報の保護に留意しつつ、その必要性を検討し、積極的かつ計画的に民間委託を推進する。

#### (2) 指定管理者制度の活用

公共性、公益性を確保し、市民福祉を増進するという公の施設の本来の設置目的を効果的かつ安定的に果たすことを基本に、指定管理者制度の目的である公の施設におけるサービス向上と管理経費の節減を図るため、適正な管理を確保しつつ、制度を積極的に活用する。

管理委託を行っている施設については、原則として平成18年度から指定管理者制度に移行する。

直営施設については、今後、指定管理者制度導入を含めた管理運営の在り方について再検証し、指定管理者制度導入が適当な施設については、順次導入する。

#### (3) PFI手法の適切な活用

民間の資金、経営・技術能力を活用するPFIを導入する指針を策定するとともに、民間が整備・運営することにより、効率的かつ効果的な公共サービスが提供できるものについては、PFI手法の導入を図る。

#### (4) 地方独立行政法人制度の活用

地方独立行政法人法の施行に伴い、同法で地方独立行政法人化の選択が可能な対象業務である水道事業、病院事業及び社会福祉事業の経営については、地方独立行政法人化の意義、効果等を検討し、地方独立行政法人化することにより、より一層効率的・効果的に行政サービスが提供できるなどの効果が見込まれる場合は、地方独立行政法人化を進める。

#### (5) 地方公営企業の経営健全化

##### 地方公営企業

上水道・病院事業については、厳しい経営状況のもとで、利用者サービスの維持・向上に留意しつつ、料金などの事業収入により運営していく独立採算の

原則を基本とするとともに、PFI事業や指定管理者制度などの民間経営手法の導入等を検討し、更なる経営の効率化を計画的に推進し、健全経営に努める。

#### **地方公営企業法非適用の公営企業**

下水道事業等の独立採算性を採るべき会計については、使用料等の適正な見直しなど収入の確保に努め、一般会計からの繰入れに頼らず、経営の健全化を一層推進する。

### **(6) 第三セクター等の見直し**

第三セクター等については、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、第三セクター等の意義、費用対効果、収支の見通し、関与のあり方等について、絶えず検証するとともに、事業内容、活動実績、経営状況などの点検評価の結果を踏まえつつ、実情に応じて、事業の見直し、整理・統合などを行う。

また、事業内容、経営状況、公的支援等について、情報公開に努め、経営の健全化・透明化を図る。

### **(7) 地域協働の推進**

市民、自治組織、ボランティアやNPO、企業など多様な主体と対等の関係に立って、協力し、お互いに補完的な関係を築き、協働によるまちづくりを推進することが重要となっている。

このため、市民活動団体等が主体的に活動できるよう情報の提供や育成、活動の支援を推進するとともに、公共的サービスの様々な分野で、より効果的な協働の取組みが行えるよう、協働の仕組みを構築する。

## **2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織**

地方分権や社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに迅速に対応するため、市民に対して責任、権限を明確にするとともに、スリムな組織体制の整備を進める。

課・系の統廃合、支所・出先機関のあり方を検討し、機構改革を推進する。

職員の主体性の発揮や機動的・弾力的な組織運営を行うため、組織のフラット化など組織改革を推進する。

## **3 定員管理及び給与の適正化等**

### **(1) 定員管理の適正化**

事務事業の見直しや組織の簡素・効率化等を進めることにより定員削減に取り

組むとともに、民間委託の推進や指定管理者制度の導入などにより、5%以上の純減を目標とする。

併せて、定員の見直しに関する情報を、よりわかりやすい方法で市民に公表する。

## (2) 給与の適正化

年功序列的要素の強い現行の給与制度の運用について、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度の検討を進め、国における給与制度の改革の動向を踏まえ、新たな給与制度への移行を図る。

## (3) 定員・給与等の状況の公表

厳しい財政の中、瀬戸内市職員の給与及び定員管理の状況について市民に正しく理解していただくため、市ホームページおよび市広報などで公表する。

# 4 人材育成の推進

「研修に関する基本的な方針」を定め、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成する。総合的な人材育成に努めることにより、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入を図り、公正かつ客観的な人事評価システムの構築を進める。

### 分権時代を担う人材育成

地方分権の進展をはじめ、地方行政をとりまく環境は、急速にしかもめまぐるしく変化をしている。このため、自らの手で解決すべき課題は山積みしている。そのような意味で、職員の優劣と意欲が、まちづくりの差となって現れる時代を迎えている。これからは、先の変化をよみとり、生活者の視点で、市民とともに個性と魅力あるまちづくりを進めていくことが求められている。

そのためには、担い手となる職員一人ひとりが優れた人材に育っていくための取り組みを推進する。

### 活気あふれる「職員」・「職場」に

今後、職員がめざすべき方向としては、まず、行政のプロとして自立し意欲的に自らを磨き積極的に行動すること、そして、市民とともに情熱をもって行動し、市民に信頼されるような人間的な魅力を兼ね備えた職員となるように努める。

また、職場としては、職員がもてる能力をいかに発揮し、高い成果をあげることのできる活力あふれる職場を目指す。

### 職員研修制度の充実

職員研修の三本柱である「自己啓発」、「職場内研修」、「職場外研修」を実施し、研修体系の整備を図ることにより、職員の能力開発や、活力ある職場づくりを推進する。

### **人を育てる人事管理の推進**

職員が持てる能力を最大限に発揮しながら育っていく上で、人事管理は大変大きな要素を占めている。職員の能力や意欲の育成に活かせる人事管理に努める。

#### **ア 開発した能力と成果の活用**

研修等で培った能力を仕事に活かし、それによってあげた成果を公平かつ適切な評価、処遇を進める。

#### **イ 公正で公平な評価と処遇**

職員の意欲向上のため、実績評価主義、能力主義を基本とした、公正で公平な評価のしくみの構築を進める。

#### **ウ 女性職員の登用と職域の拡大**

女性職員の積極的な登用や人材育成を図る上で、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進する。

## **5 公正の確保と透明性の向上**

市民と行政の連携・協働を図るため、情報共有に努め、より分かりやすく開かれた市政を推進し、情報公開等を通じて市政の透明性を高めるとともに、市民の声を市政に反映させ、参画できるようなシステムを構築する。

### **情報公開の推進と積極的な情報提供**

情報公開制度の的確な運用に努めるとともに、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、行財政情報の積極的な公開に努める。

また、行政情報などを様々な媒体により、わかりやすく提供していくとともに、市民との対話の場などにより市民参画の拡大を図り、市民と行政の情報交流・情報交換を進める。

### **「パブリックコメント手続」の導入**

計画や事業などの立案・原案段階において、市民から広く意見を求め、これを成案に反映させるため、「パブリックコメント手続」を導入し、市民参加による市政を推進する。

### **外部監査制度導入の検討**

外部監査制度導入について、検討する。

## **6 電子自治体の推進**

### **ICT（情報通信技術）を活用した行政事務の効率化**

ICTを活用した業務改革に継続的に取り組むとともに、電子自治体業務における日常処理等の運用についても民間委託等を推進し、低廉なコストで高い水準の運用を実現するよう努める。

また、電子自治体業務の標準化・共同化により「共同アウトソーシング」等を検討するとともに、既存のシステムについても、業務、運用、システムの最適化を図る。

さらに、職員の能力開発や民間の専門的な能力、ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する職員の評価能力を高め、情報システムの調達時における適正化に努める。

### ICTを活用した行政サービスの向上

行政サービスの向上に向け、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などを利活用し、ワンストップサービスの実現を図り、利用者の視点に立ったICT化を推進する。

ICT・・・(Information and Communication Technology)の略で情報通信技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す用語。情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、ITに替えて近年使用され始めている。

**共同アウトソーシング**・・・複数の地方公共団体が、電子自治体を実現するための業務システムを共同開発・共同利用するという業務形態のこと。これにより、システム開発コストや運用費などを削減できるというメリットがある。

**公的個人認証サービス**・・・今後、様々な行政手続がインターネットを通じてできるようになり、利用者が安心してインターネットを通じた行政手続を行うためには、他人によるなりすまし申請が行われていないことや、利用者からインターネットを通じて送信される電子データが途中で改ざんされていないことを行政機関が確認する機能が必要になる。公的個人認証サービスとは、利用者の方が使用する電子証明書を交付し、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんなどを防ぐための機能を、全国どこに住んでいる人に対しても、安い費用で提供するもの。

**総合行政ネットワーク(LGWAN)**・・・(Local Government Wide Area Network)の略で、地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した行政専用の広域ネットワークのこと。地方自治体のコミュニケーションの円滑化や情報共有、行政事務の効率化、アプリケーションの共同利用などによる重複投資の抑制などを目的とする。

**ワンストップサービス**・・・インターネットなどを活用し、パソコン又は身近な場所で各種の行政サービスを提供する仕組み。究極的には、1箇所又は1回で各種の行政サービスを提供することにより、申請・届出等手続きにかかる負担軽減、利益性の向上、事務処理の簡素化・効率化を図ることを目的とするもの。

## 7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

### (1) 経費の節減合理化等財政の健全化

#### 経費の節減合理化等財政の健全化

すべての事務事業について、常にコスト意識を持ち、経費全般にわたって徹底した見直しを行うことにより、節減・合理化を図るとともに、厳正な執行に努める。

各種補助金等について、公益上の必要性、効果、経費負担のあり方などを検



証し、見直しを図る。

また、市民が財政状況を総合的に把握できるような情報をわかりやすく提供  
するよう努める。

#### **歳入の確保**

市税収入確保のため、課税調査の能力の向上等により課税客体の適正な把握  
に努めるとともに、滞納整理の効果的推進により収納率の向上を図る。

また、具体的利用計画のない土地等の財産は、売却や貸付などを行う。

#### **受益者負担の適正化**

使用料・手数料など市民負担については、サービスに要するコストの縮減に  
努めるとともに、負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、サービスに応じ  
た適正な水準での設定・見直しに努め、負担の適正化を図る。

### **(2) 補助金等の整理合理化**

補助金等については、変化への対応、総合性の確保、簡素・合理化、信頼性確  
保の観点から、その改善方策を検討するとともに、補助金等の見直し基準を策定  
し整理合理化を推進する。

### **(3) 公共工事**

厳しい財政事情のもとで社会資本整備を着実に進めていくため、公共工事の効  
率性の向上、建設コストだけでなく維持管理や改修等も含めたコスト構造の改革  
に努める。

また、公共工事の入札・契約に対する市民の信頼を確保するため、「公共工事  
の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議  
決定)」を踏まえ、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする  
更なる適正化に資する取組を進める。

### **(4) 公的施設**

行政評価の手法を活用し、公の施設ごとの財務状況を明らかにし、市民一人あ  
たりの負担額を積算するなど、費用対効果を検証し公の施設の評価と今後の方向  
性を明らかにする。

公共施設の整備に当たっては、複合化を基本に効果的な配置に努めるとともに、  
既存施設の転用など有効活用を図る。

適正な維持管理と計画的、重点的な維持修繕により、施設の適切な運営を推進  
する

遊休財産については、処分を含め活用を図る。